

□

横浜発・海外ビジネス情報「WBC メールマガジン」  
vol.185 (2017年9月30日号) 配信数：  
発行：WBC 事業受託者 株式会社パソナ

□

本メールマガジンは、横浜ワールドビジネスサポートセンター（WBC）事業での各種アンケートで、「配信希望」とご回答いただいた方、ウェブサイトより「配信申込」のお申し込みをいただいた方、各関係機関および企業の方にお送りしております。

CONTENTS -----

- ▼1. <WBC 事務局より> ～お知らせ～  
【WBC ホームページを更新しました】
  
- ▼2. <WBC 事務局より> ～お知らせ～  
【WBC Facebook を更新しました】
  
- ▼3. <横浜市及び WBC 事務局より>  
【WBC インキュベートオフィスのご案内】
  
- ▼4. <WBC 事務局より> ～コラム「世界のあれこれ」～  
【移転価格税制における事前確認制度】
  
- ▼5. <広報協力> ～IDEC よりお知らせ～  
【11/7（火）～11/10（金）現地集合・現地解散 上海・深セン 中国の新しいものづくりを  
探るツアー 参加者募集】
  
- ▼6. <広報協力> ～ジェトロ横浜よりお知らせ～  
【フィリピンビジネス勉強会】
  
- ▼7. <広報協力> ～ジェトロ横浜よりお知らせ～  
【マレーシアビジネス勉強会】



1. -----■□■

<WBC 事務局より> ～お知らせ～

【WBC ホームページを更新しました】

WBC ホームページでは、関係機関で開催されるセミナーやイベントのご案内などを発信しておりますので、ぜひご覧ください。

<http://www.ywbc.org/>

WBC では無料でビジネス相談を受け付けております。お電話や来訪での相談のほか、インターネットからのお問い合わせも可能です。

↓WBC 海外ビジネス相談はこちらから

<http://www.ywbc.org/cgi-bin/contact2/contact2.cgi?lang=ja>

横浜ワールドビジネスサポートセンター (WBC)

横浜市中区新港 2 丁目 2-1 横浜ワールドポーターズ 6F

TEL: 045-222-2030

FAX: 045-222-2088

E-mail : [open@ywbc.org](mailto:open@ywbc.org)

■□■-----

2. -----■□■

<WBC 事務局より> ～お知らせ～

【WBC Facebook を更新しました】

WBC Facebook では日本国内の外国人及び海外へ向けて、英語で情報を発信しています。WBC サービスのご案内、横浜市の概要や特徴、立地企業へのサポート、海外企業向けの最新のお知らせなどを英文で掲載しております。

関連機関の HP のご紹介やイベント情報など、海外からの様々な情報も随時更新しております。

↓WBC Facebook はこちらから

<http://www.facebook.com/YokohamaWBC>

■□■-----

3. -----■□■

<横浜市及び WBC 事務局より>

【WBC インキュベートオフィスのご案内】

WBC では、外資系企業が横浜市内に本格的なオフィスや拠点を構えるまでの「インキュベートオフィス」を提供しています。

このインキュベートオフィスは、横浜に新たに設立された外資系企業（日本法人及び日本支店、駐在員事務所）向けで、入居後 3 年以上の事業計画があり、WBC を退去後に横浜市内に事業所を設置する見込みがある企業を対象としています。利用期間は 3 年以内となっています。

WBC に入居している間は、アドバイザーが相談支援を行い、WBC の会議室等を無料でお使いいただけるほか、横浜ワールドポーターズ内のイベントホール等も割引料金で使用可能です。また、WBC の各種媒体（ホームページ・メールマガジン）を企業の

PR・お知らせ等でご利用いただけます。

↓WBC インキュベートオフィスの詳細はこちらをご覧ください。

<http://www.ywbc.org/office.html>

WBC インキュベートオフィスにご興味のある方は下記までご連絡ください。

<お問い合わせ>

横浜市役所 経済局 誘致推進課 WBC 担当

TEL : 045-671-3834

FAX : 045-664-4867

E-mail : [ke-wbc@city.yokohama.jp](mailto:ke-wbc@city.yokohama.jp)

■□■

4. -----■□■

<WBC より> ～コラム「世界のあれこれ」～

#### 【移転価格税制における事前確認制度】

近年、我が国を含む各国課税当局は移転価格税制の執行を強化しています。そこで外資系企業はどのような対応をすべきなのでしょう。

そもそも移転価格税制(Transfer Pricing Taxation Legislation 「TP」という。)とはどのようなものなのでしょう。TP は国外関連者(親子会社、兄弟会社などをいいます。)との取引(「国外関連取引」という)において、現実の取引価格ではなく、独立企業間価格(Arm's Length Price)を用いて課税所得を計算する制度です。

つまり TP の執行強化ということは、課税当局が、現実の取引価格と独立企業間価格が乖離しているとして、独立企業間価格に基づいて課税所得を算定しなおしこれに基づいて課税する、ということに力を入れているということです。

そこでこのような課税を予防するため事前確認制度というものがあります。これは、納税者が申し出た移転価格の算定方法などを税務当局が認めれば移転価格課税されないという制度です。事前確認は、「法人から税務当局への申出」→「税務当局による審査」、「税務当局と外国税務当局との相互協議」→「税務当局から法人への通知」という流れで行われます。申出は、事前確認を受けようとする事業年度のうち最初の事業年度開始の日までに所定の事項を国外関連者の所在地国ごとに「独立企業間価格の算定方法等の確認に関する申出書」に記載して、所轄税務署長に提出することにより行います。

TP は国外関連者との取引について調査を行うので、事前確認は国外関連者の所在地国の税務当局と相互協議を伴う場合が多くなります。相互協議となった申出については、相手国税務当局との合意結果に従い、確認申出書を提出した法人はその申し出の修正をしなければならない場合もあります。その後税務当局から「独立企業間価格の算定方法等の確認通知書」が交付されます。一方、相互協議で合意に至らなかった場合においては、税務当局からの「独立企業間価格の算定方法等の確認ができない旨の通知書」に基づいて、申

出を取り下げるか、日本だけの確認を行うかを決めなければなりません。

事前確認の申出に基づいて税務当局の確認がなされ、確認の対象となった事業年度において事前確認の内容に適合した申告を行った法人は、事前確認を受けた国外関連取引は独立企業間価格で行われたものとして取り扱われます。

確認法人は、所轄税務署長から、確定申告書の提出期限または所定の期間までに、「確認法人が確認取引について事前確認の内容に適合した申告を行っていることの説明」その他所定の事項を記載した報告書を提出するように求められます。

以上のように、申出から通知まで、相当の期間を要した相当量の資料の提出求められることとなります。とはいえ TP による修正申告等は過大になることが想定されます。事前確認制度を上手に利用して予期せぬ税務トラブルを未然に防ぎたいものです。

#### 【外資系企業の日本進出をサポートしている税理士】

■□■

#### 5. ----- ■□■

<広報協力> ~IDEC よりお知らせ~

【11/7 (火) ~11/10 (金) 現地集合・現地解散 上海・深セン 中国の新しいものづくりを探るツアー 参加者募集】

「四半期に一度、訪問しないと実状が把握できない」と言われるほど、変貌を続ける中国。中国のテック業界は、E コマース、IoT、O2O サービスなど業界をリードする存在となっています。

上海では、最先端のインキュベーション施設が注目されており、「中国（上海）国際工業博覧会」では、新技術に特化した「中国工業設計イノベーション展」が開催されます。

そして、IoT の集積地として注目されている深センは、「中国のシリコンバレー」と呼ばれています。世界中からものづくりマニア達が集まり、世界的なイベント「メイカーフェア」が開催されます。

この2地域の新しいものづくりを探るツアーを企画しました。

中国の新しいものづくりに興味をお持ちの皆さま、ご参加をお待ちしております！

◆日程：上海 平成 29 年 11 月 7 日(火)~11 月 8 日(水)

深セン 平成 29 年 11 月 9 日(木)~11 月 10 日(金)

◆参加費：上海 2 万円（食事 2 回、通訳費等）

深セン 2 万円（食事 1 回、通訳費、借上バス代等）

全行程 4 万円（食事 3 回、通訳費、借上バス代等）

※事前振込制

※上記料金に日本からの旅費・宿泊費は含まれておりません。

旅費、宿泊費等は、各社で手配・ご負担ください。

現地での移動費や上記に含まれない食事代等は自己負担となります。

◆対象：横浜市内を中心とした中小企業等

◆定員：各 10 名程度

◆内容：11/7（火）上海

- ・インキュベーション施設視察（X-NODE、新車間）
- ・施設入居企業・プロジェクトとのネットワーキング

11/8（水）上海

- ・中国（上海）国際工業博覧会「中国工業設計イノベーション展」視察
- ・IDEC 上海事務所 30 周年記念企業交流会（横浜産業倶楽部）

11/9（木）深セン

- ・華強北電子街視察

11/10（金）深セン

- ・メーカーフェア深セン視察
- ・企業視察
- ・ネットワーキング

※内容について一部変更となる可能性もございます。予めご了承ください。

◆申込締切：平成 29 年 10 月 20 日（金）

◆主催：公益財団法人 横浜企業経営支援財団、  
独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）横浜

↓詳細・お申込みはこちら

[http://www.idec.or.jp/kaigai/whats\\_new/20170925111053.php](http://www.idec.or.jp/kaigai/whats_new/20170925111053.php)

<お問い合わせ>

（公財）横浜企業経営支援財団

国際ビジネス支援部

Tel : 045-225-3730

E-Mail : [global@idec.or.jp](mailto:global@idec.or.jp)

■□■-----

6. -----■□■

<広報協力> ～ジェトロ横浜よりお知らせ～

【フィリピンビジネス勉強会】

神奈川県内中小企業の皆様の海外ビジネス展開を図るため、国別勉強会を開催しています。  
フィリピンでのビジネスにご興味のある対象企業の方は、是非ご参加ください。

- ◆日時：第1回 平成29年10月4日（水） 13：30～16：30  
第2回 平成29年11月8日（水） 13：30～16：30
- ◆場所：神奈川中小企業センタービル
- ◆内容：第1回（10月4日）
  - 1 「フィリピンビジネスの概況と最新トレンドについて」
  - 2 「進出企業事例発表」第2回（11月8日）
  - 3 「フィリピンでの事業上知っておきたい手続きについて」
  - 4 「進出企業事例発表」
- ◆主催・共催：神奈川産業振興センター、神奈川県、日本貿易振興機構横浜貿易情報センター

↓詳細・お申込みはこちら

[http://www.kipc.or.jp/seminar\\_event/28939/](http://www.kipc.or.jp/seminar_event/28939/)

■□■-----

7. -----■□■

<広報協力> ～ジェトロ横浜よりお知らせ～

【マレーシアビジネス勉強会】

神奈川県内中小企業の皆様の海外ビジネス展開を図るため、国別勉強会を開催しています。マレーシアでのビジネスにご興味のある対象企業の方は、是非ご参加ください。

- ◆日時：平成29年10月25日（水） 13：30～16：30
- ◆場所：神奈川中小企業センタービル
- ◆内容：1 「駐在員が見たマレーシア投資環境と消費市場」  
2 進出企業による事例発表  
3 情報交換会（参加企業自社紹介、質疑応答、名刺交換会など）
- ◆主催・共催：神奈川産業振興センター、神奈川県、日本貿易振興機構横浜貿易情報センター

↓詳細・お申込みはこちら

<http://www.kipc.or.jp/information/29085/>

■□■-----

---

## WBC のサービスご案内

---

WBC では下記のサービスを行っております。

- グローバルビジネスに関する相談（貿易相談など）
- レンタル・オフィスの提供および入居者のビジネス相談
- 引き合い情報の提供
- WBC メールマガジンの発行

○Facebook での情報発信

---

### 横浜ワールドポーターズのご案内

---

WBC は横浜ワールドポーターズの 6 階に入居しています。  
横浜ワールドポーターズは、「いろんな世界がここにある」というコンセプトのもと、ファッション、インテリア、雑貨、グルメ、フードなど個性豊かなショップが揃うエンターテインメントショッピングセンターです。5 階には 3D 対応のイオンシネマみなどみらいも併設されており一日中お楽しみいただけます。

<http://www.yim.co.jp/index.html>

---

### WBC メールマガジン発行について

---

横浜ワールドビジネスサポートセンター（WBC）は、横浜市からの委託を受け、下記事業者が管理運営業務を実施しています。

発行者： 横浜ワールドビジネスサポートセンター  
〒231-0001 横浜市中区新港 2-2-1  
横浜ワールドポーターズ 6 階  
TEL: 045-222-2030 FAX: 045-222-2088  
<http://www.ywbc.org/>  
<http://www.facebook.com/YokohamaWBC>

事業受託者： 株式会社パソナ  
〒100-8228 東京都千代田区大手町 2-6-4  
TEL: 03-6734-1270 FAX: 03-6734-1274  
<http://www.pasona-global.com/>

事業委託者： 横浜市経済局 誘致推進課  
〒231-0017 横浜市中区港町 1-1  
TEL: 045-671-3834  
<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/yuchi/>

◆本メールマガジンに関してお心当たりの無い方は、本メールをこのままご返送ください。

◆本メールマガジンへのご感想ご要望は、[mmq@ywbc.org](mailto:mmq@ywbc.org) にお願ひ致します。

◆購読申し込み、購読中止手続き <http://www.ywbc.org/mm/>  
©;株式会社パソナ 無断転載を禁じます。

---